

別記 2-4 農業支援サービスの先進モデル支援のうちモデル的取組等の立上げ

第1 総則

交付等要綱に定める農業支援サービスの先進モデル支援のうちモデル的取組等の立上げ（以下別記 2-4 において「本事業」という。）の実施については、交付等要綱に定めるもののほか、この要領に定めるものとする。

第2 定義

本事業における用語については、次のとおりとする。

- 1 農業支援サービス事業（以下「サービス事業」という。）
別表 1 のサービス内容の欄に掲げるいずれかの取組に該当する事業をいう。
- 2 農業支援サービス事業体（以下「サービス事業体」という。）
別表 1 のサービス内容の欄に掲げるいずれかの取組に該当する事業を実施している者又は本事業を活用して実施しようとする者をいう。

第3 事業内容等

1 目的

サービス事業におけるモデル的な取組を早期かつ広域に普及するとともに、サービス事業の利用を通じた高い生産性を実現する産地の育成を図るため、この要領本文第 2 の 2 の（1）のア及びイにおいて採択した取組（以下「モデル性の高い取組」という。）に類似する取組を支援するものとする。

2 事業メニュー

本事業は次の事業メニューで構成される。

- （1）広域モデル
- （2）地域モデル

3 取組内容

2 に規定する事業メニューごとに次の内容に取り組むものとする。ただし、（2）に取り組む場合には、別に定める場合を除き（1）にも取り組むものとし、事業メニュー、補助率等は別表 2 に掲げるとおりとする。

（1）推進事業

別に定めるモデル性の高い取組等の類似性を踏まえて実施する取組。

（2）スマート農業機械等導入事業

別に定めるモデル性の高い取組等の類似性を踏まえて実施するサービス事業に必要なスマート農業機械等を導入する取組。

第4 実施要件等

1 事業実施主体

本事業における事業実施主体は、取組内容ごとに次に掲げる者とし、いずれ

の取組においてもサービス事業体は必須とし、それぞれの事業実施主体と共同で事業実施計画の申請（以下「共同申請」という。）を行うことができるものとする。なお、共同申請を行う場合には、共同申請を行う者のうちから、代表して事業実施計画書等の取りまとめる者を定めるものとする。

(1) 推進事業

- ア サービス事業体
- イ 実需者
- ウ 農業者（農業者の組織する団体を含む）
- エ 地方公共団体
- オ 民間団体

(2) スマート農業機械等導入事業

サービス事業体

2 事業実施主体の要件

本事業における事業実施主体は、次の要件を満たす者とする。

(1) 共通

- ア 本事業に係る計画を的確に実施することができる能力を有する者であること。
- イ 事務所が日本国内に所在しており、本事業の適正な執行に関する指示に対して、速やかに対応をとることが可能な者であること。
- ウ 法人及び団体においては、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがあること。
- エ 法人及び団体においては、本事業に係る経理その他の事務について、適切な管理体制及び処理能力を有し、定款、役員名簿、民間事業者の事業計画書、報告書、収支決算書等（これらの定めのない民間事業者にあってはこれらに準ずるもの。）を備えていること。
- オ 法人等の役員等が暴力団員でないこと。

(2) サービス事業体

サービス事業の継続的な実施が見込まれる者であること。

3 その他

- (1) 環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシートに記載された各取組を実施すること。
- (2) 農作業従事者の安全の確保を推進するため、農林水産業・食品産業の作業安全のための規範に係るチェックシートを用いて自己点検に努めること。

第5 補助対象経費等

交付等要綱別表2に掲げる経費のうち補助対象となる事業費の範囲は、別表3に掲げるとおりとする。

スマート農業機械等の導入又はリース導入する場合の交付対象基準は以下のと

おりとする。

1 共通

- (1) 事業実施主体がサービス事業を実施するために必要なスマート農業機械等であること。
- (2) 本体価格が50万円以上(税別)であること。
- (3) 新品であること。ただし、農産局長又は都道府県知事が必要と認める場合は、中古スマート農業機械等(法定耐用年数から経過期間を差し引いた残存年数(年単位とし、1年未満の端数は切り捨てる。)が2年以上のスマート農業機械等をいう。)も対象とすることができるものとする。
- (4) 事業実施主体はスマート農業機械等の購入先の選定に当たっては、当該スマート農業機械等の希望小売価格を確認するとともに、自ら、一般競争入札等の実施又は複数の業者(原則3者以上)から見積もりを提出させること等により、事業費の低減に向けた取組を行うこと。
- (5) 交付の対象となるスマート農業機械等は動産総合保険等の保険(盗難補償及び天災等に対する補償を必須とする。)に加入すること。また、適切な盗難防止対策を確実に実施すること。
- (6) 本事業で導入するスマート農業機械等に附帯するシステムサービスの提供者が農業分野におけるAI・データに関する契約ガイドライン(令和2年3月農林水産省策定)で対象として扱うデータ等を取得しようとするときは、事業実施主体(事業実施主体以外の者に貸し付ける場合にあつては、当該貸付けの対象となる者)は、そのデータ等の保管について、本ガイドラインに準拠した契約を締結すること。
- (7) 本事業ではスマート農業機械等が取得する位置情報及び作業時間等に関するデータ(以下「農機データ」という。)について、農業者等が当該データを当該農機メーカー以外のシステムでも利用できるようにするため、本事業を活用してトラクター、コンバイン又は田植機を購入し、又はリース導入する場合は、API※を自社のwebサイトや農業データ連携基盤での公開等を通じて、データを連携できる環境を整備しているメーカーのものを選定すること。
※ API(Application Programming Interface)とは、複数のアプリケーション等を接続(連携)するために必要な仕組みのこと。
※ なお、トラクター、コンバイン、田植機のメーカーのうち、農機データを取得するシステムを備えた製品を製造していないメーカーについては、この要件の対象にあたらぬ。
- (8) スマート農業機械等の導入又はリース導入を行った場合は、交付等要綱第26に定める財産管理台帳の写しを、農産局長又は都道府県知事に対して提出するものとする。農産局長又は都道府県知事は、事業実施主体から提出のあった財産管理台帳の写しに基づき、財産処分制限期間中のスマート農業機械等の利用状況を確認するとともに、本事業の適正かつ確実な実施の確保に努

めるものとする。

(9) 次に掲げるものは対象としない。

ア 国の他の助成事業で支援を現に受け、又は受ける予定となっている取組に係る経費

イ 特定の個人又は法人の資産形成につながる取組に係る経費

ウ 経費の根拠が不明確で履行確認ができない取組に係る経費

エ 汎用性の高いものの導入（例：フォークリフト、ショベルローダー、バックホー、パソコン等）に係る経費

オ 実証試験終了後に毎年度必要となる資材の購入に係る経費

2 スマート農業機械等を導入する場合

スマート農業機械等の利用期間は、法定耐用年数以上とする。

3 スマート農業機械等をリース導入する場合

(1) 申請方式については、事業実施主体とリース事業者との共同申請を原則とする。この場合の補助金は、事業実施主体が選定したスマート農業機械等の購入を行ったリース事業者共同申請者へ支払うこととする。

(2) スマート農業機械等のリース期間は、事業実施計画の事業実施期間以上で法定耐用年数以内とする。

(3) リース料補助額については、次の算式によるものとする。

$$\text{「リース料補助額」} = \text{「リース物件購入価格（税抜き）」} \times \text{補助率（1／2以内）}$$

ただし、当該リース物件のリース期間を当該リース物件の法定耐用年数未満とする場合又はリース期間満了時に残存価格を設定する場合にあっては、そのリース料補助額については、それぞれ次の算式によるものとする。さらに、当該リース物件に係るリース期間を当該リース物件の法定耐用年数未満とし、かつ、リース期間満了時に残存価格を設定する場合にあっては、そのリース料補助額については、それぞれ次の算式により算出した値のいずれか小さい方とする。

$$\text{「リース料補助額」} = \text{「リース物件購入価格（税抜き）」} \times (\text{「リース期間」} \div \text{「法定耐用年数」}) \times \text{補助率（1／2以内）}$$

$$\text{「リース料補助額」} = (\text{「リース物件購入価格（税抜き）」} - \text{「残存価格」}) \times \text{補助率（1／2以内）}$$

(4) スマート農業機械等のリース導入に対する補助を行う農産局長又は都道府県知事は、本事業が適切に行われるよう、事業実施計画の審査においては、リ

ース事業者の財務状況や過去の実績等の情報についてリース事業共同申請者であるリース事業者へ照会するなど、配慮するものとする。

3 推進事務費

交付等要綱別表2に掲げる経費のうち補助対象となる推進事務費の範囲は、別表3に掲げるとおりとし、都道府県知事が必要とする経費に限る。

第6 募集方法

広域モデルについては、農林水産省のウェブサイトにおいて農産局長が別に定める公募要領により公募するものとする。

第7 採択基準

本事業における事業実施主体は、次の方法により選定するものとする。

1 広域モデル

(1) 選定審査方法

農産局長は、応募者から提出された事業実施計画等を審査・採点し、農産局長が設置する外部有識者等で構成される審査・評価委員会に諮るものとする。

(2) 採択方法

ア 農産局長は、応募者から提出された事業実施計画の採点を別紙に示す審査基準に基づき行い、採択は、予算の範囲内で、事業実施計画の審査ポイントの合計が高い順に行うものとする。なお、同一ポイントを獲得した事業実施計画が複数ある場合には、国庫補助金額の少ないものから優先的に採択するものとする。

イ 農産局長は、アの規定に基づく審査・評価委員会において指摘等があった場合は、応募者に指示し、指摘等を反映した提出書類を提出させることができるものとする。なお、この場合にあっても、審査ポイントの加算は行わないものとする。

(3) 審査結果の通知等

農産局長は審査終了後、審査・評価委員会による審査結果について、応募者に対し通知するものとする。

2 地域モデル

(1) 選定審査方法

都道府県知事は、応募者から提出された事業実施計画等を交付等要綱及びこの要領に照らして適正であるものを審査・採点し、取組の実現可能性を有するものについてその結果を取りまとめ、農産局長に提出するものとする。

(2) 採択方法

ア 都道府県知事は、応募者から提出された事業実施計画の採点を別紙に示す審査基準に基づき行うものとする。

イ 農産局長は、予算の範囲内で、事業実施計画の審査ポイントの合計が高い

順に採択するものとする。なお、同一ポイントを獲得した事業実施計画が複数ある場合には、国庫補助金額の少ないものから優先的に採択するものとする。

(3) 審査結果の通知等

農産局長は、イにより決定した結果を、提出を受けた都道府県知事に通知するものとする。

第8 成果目標及び目標年度

1 成果目標

本事業を通じてサービス事業が拡大するとともに、サービス事業体の持続的なサービス提供を可能とする体制を構築するものとし、モデル性の高い取組を踏まえ、別に定めるものとする。

2 目標年度

事業実施年度の翌々年度とする。

第9 事業実施手続等

1 交付申請書及び事業実施計画の作成等

(1) 事業実施主体は、広域モデルにあつては農産局長、地域モデルにあつては都道府県知事に対し、交付等要綱別記様式第1号又は当該様式に準じて都道府県知事が定める交付申請書に、次のとおり事業メニューごと取組内容ごとに事業実施計画書及びその関連資料を添付し、提出するものとする。

ア 広域モデル

(ア) 推進事業

別添様式第1号の総合事業実施計画に、別添様式第1-1号及び別添様式第1-3号を添付し、農産局長に提出するものとする。

(イ) スマート農業機械等導入事業

様式第1号の事業実施計画申請書に、別添様式第1号の総合事業実施計画((ア)により提出する場合は省略)、別添様式第1-2号、別添様式第1-2-1号、別添様式第1-2-2号及び別添様式第1-3号、リース導入を行う場合にあつては別添様式第1-2-3号及び1-2-4号を添付し、農業機械専用運搬車を導入する場合にあつては様式第3号を併せ、農産局長に提出するものとする。

イ 地域モデル

(ア) 推進事業

様式第2号の事業実施計画申請書に、別添様式第1号の総合事業実施計画、別添様式第2-1号及び別添様式第2-3号を添付し、都道府県知事に提出するものとする。

(イ) スマート農業機械等導入事業

様式第2号の事業実施計画申請書に、別添様式第1号の総合事業実施計画((ア)により提出する場合は省略)、別添様式第2-2号、別添様式第2-2-1号、別添様式第2-2-2号及び別添様式第2-3号、リース導入を行う場合には別添様式第2-2-3号及び2-2-4号を添付し、農業機械専用運搬車を導入する場合にあっては様式第3号を併せ、都道府県知事に提出するものとする。

- (2) 都道府県知事は、イの規定により提出された交付申請書及び事業実施計画について、第7の2の(1)を踏まえ、交付等要綱別記様式第1号及び様式第4号に、別添様式第4-1号により作成した都道府県実施計画及び別添様式第4-2号により作成した都道府県推進事務費内訳表を併せ、農産局長に提出するものとする。

2 事業の交付決定等

農産局長は、前項の規定により提出を受けた交付申請書及び事業実施計画が適正であると判断する場合には、交付決定を行うものとする。

なお、交付決定後に事業実施計画の変更を行う場合、成果目標の達成に資する場合には、本対策の範囲内で、取組内容等を変更することができるものとする。その手続は(1)のア又はイにより行うものとする。

ただし、成果目標の変更及び交付等要綱別表2に定める重要な変更にあっては、交付等要綱第14の規定に基づく変更等承認申請書の提出及びその承認を受けるものとする。

3 事業の着手

- (1) 事業の着手は、原則として、交付決定後に事業に着手するものとする。

ただし、事業実施主体の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情による場合にあって、事業実施計画を、広域モデルにおいては農産局長に、地域モデルにおいては都道府県知事に提出し、事業の内容が明確となっており、かつ、補助金の交付が確実となったときに限り、事業実施主体は、交付決定前であっても事業に着手することができるものとする。この場合においては、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

- (2) 前号のただし書きにより交付決定前に事業に着手する場合には、事業実施主体は、広域モデルにおいては様式第5号、地域モデルにおいては都道府県知事が様式第5号に準じて定める様式により交付決定前着手届を作成し、広域モデルにおいては農産局長、地域モデルにおいては都道府県知事に提出するものとする。

4 報告

(1) 実施状況報告

- ア 事業実施主体は、事業実施年度から目標年度までの間、毎年度、様式第6号により事業の実施状況に係る報告を作成し、別添様式第6-1号を併せ、広

域モデルにおいては翌年度の7月末日までに農産局長、地域モデルにおいては翌年度の6月末日までに都道府県知事に提出するものとする。

イ 農産局長及び都道府県知事は、アにより報告を受けた場合には、その内容を点検し、事業計画に定められた成果目標の達成が立ち遅れていると判断した場合等は、当該事業実施主体に対して適切な措置を講ずるものとする。

また、都道府県知事は、当該報告を様式第7号により取りまとめ、別添様式第7号を併せ、7月末日までに農産局長に提出するものとする。

(2) 成果報告

事業実施主体は、事業実施計画で設定した成果目標等の達成状況についての報告を次により行うものとする。なお、事業実施主体は、当該評価報告書の提出をもって前号の規定に定める報告に代えることができるものとする。

ア 広域モデル

目標年度の翌年度の7月末日までに様式第6号により評価報告書を作成し、別添様式第6-2号を併せ、農産局長に提出するものとする。

イ 地域モデル

① 目標年度の翌年度の6月末日までに都道府県知事が様式第6号に準じて定める評価報告書により作成し、都道府県知事に提出するものとする。

② 都道府県知事は、①により提出された評価報告書について、その内容を点検し、同年の7月末日までに様式第8号により都道府県評価報告書を作成し、別添様式第8号を併せ、農産局長に提出するものとする。

第10 評価等

評価等は次により行うものとする。

1 事業成果の評価及び改善措置の指導等

(1) 農産局長は、事業実施主体から第9の規定による成果目標等の達成状況の報告を受けた場合には、その内容を点検し、事業の成果の評価を行い、その評価所見を取りまとめるものとする。

(2) 農産局長は、農産局長が設置する評価委員会に評価所見を諮り、最終的な評価結果を取りまとめるものとする。

(3) 農産局長は、前号の規定により取りまとめた最終的な評価結果を公表するものとする。なお、事業実施計画に定めた成果目標の達成が困難もしくは成果目標年度において成果目標の全部又は一部が達成されていないと認める場合には、事業実施主体に対し、直接又は都道府県知事を通じて必要な改善措置を指導し、当該成果目標が達成されるまでの間、様式第9号による改善計画を提出させるものとする。

ただし、以下に該当する場合にあっては、事業実施主体から成果目標の変更又は評価の終了の改善計画を提出させ、妥当と判断される場合には成果目標を変更し、又は評価を終了することができるものとし、成果目標の変更手

続は、交付等要綱第 14 において定める計画変更に係る手続に準じて行うものとする。

ア 自然災害等により取組が困難となるような事態が生じている場合

イ 社会経済情勢の変化により成果目標の達成が困難となるような事態が生じている場合

2 報告又は指導

農産局長及び都道府県知事は、事業実施主体に対し、本事業に関して必要な報告を求め、又は指導を行うことができるものとする。

第 11 その他

事業実施主体は、国の求めに応じ、サービス事業の発展に資するデータの提供等の協力及び事業効果の検証に協力するものとする。

別表 1

類型	サービス内容	備考
専門作業受注型	農業者の行う農作業を代行する取組	受委託契約の下で農作業を代行するもの。
機械設備供給型	農業者が使用するスマート農業機械等を、レンタル・サブスクリプション等の販売以外の手段によって農業者に提供する取組	
人材供給型	作業者を必要とする農業現場に農作業を行う人材を派遣する取組	
データ分析型	農産物（生育途中のものを含む。）、種苗、土壌やほ場等の状態の把握及びその情報の分析を行い、これに基づき農業者に情報・助言等を提供する取組	
その他	上記サービス内容の複合型の取組	

※いずれの類型においても、農産物の加工・流通・販売に係るサービスは除く。

別表 2

事業メニュー	取組内容	補助率等
1. 広域モデル	<p>原則、複数の都道府県にわたりサービスを提供する事業者(北海道内で取り組むサービス事業体にあつては、原則、北海道内の複数総合振興局・振興局でサービスを提供する事業者)がモデル性の高いサービス事業を展開するに当たって必要な次の取組を支援するものとする。</p> <p>1. 推進事業 別に定めるモデル性の高い取組等の類似性を踏まえて実施する取組</p> <p>2. スマート農業機械等導入事業 別に定めるモデル性の高い取組等の類似性を踏まえて実施するサービス事業に必要なスマート農業機械等を導入する取組。</p>	<p>定額 (国庫補助金額は3,000万円を上限とする。)</p> <p>1/2 以内 (国庫補助金額は5,000万円を上限とする。)</p>
2. 地域モデル	<p>おおむね都道府県域でサービス事業を提供する事業者(北海道内で取り組むサービス事業体にあつては、おおむね北海道内の総合振興局・振興局域でサービスを提供する事業者)がモデル性の高いサービス事業を展開するに当たって必要な次の取組を支援するものとする。</p> <p>1. 推進事業 別に定めるモデル性の高い取組等の類似性を踏まえて実施する取組</p> <p>2. スマート農業機械等導入事業 別に定めるモデル性の高い取組等の類似性を踏まえて実施するサービス事業に必要なスマート農業機械等を導入する取組。</p>	<p>定額 (国庫補助金額は3,000万円を上限とする。)</p> <p>定額 (間接補助事業者への助成については、補助対象経費の1/2以内。国庫補助金額は5,000万円を上限とする)</p>

別表3 (第5関係)

費目	細目	対象となる事業の種類 及び取組内容	内 容	注 意 点
事業費	会場借料	1 広域モデル (1) 推進事業 2 地域モデル (1) 推進事業	・事業を実施するために直接必要な会議・商談会・イベント等の開催やテストマーケティング等を行う場合の会場借料に係る経費	・事業実施主体が会議室等を所有している場合は、事業実施主体の会議室等を優先的に使用すること。
	会場設営費		・事業を実施するために直接必要な会議、イベント等の開催や実証等を行う場合の設営に係る経費	
	通信・運搬費		・事業を実施するために直接必要な郵便、運送、電話等の通信に係る経費	・切手は物品受払簿で管理すること。 ・電話等の通信費については、基本料を除く。
	借上費		・事業を実施するために直接必要な実験機器、事務機器、通信機器、スマート農業機械等、スマート農業機械等の改良に必要な機械等、バックホーや木材等破砕機等の実証ほ場の確保に必要な機械、農業施設、ほ場等の借上げ経費	・リース又はレンタル費用は、事業実施期間中に発生したものに限る。 ・バックホーや木材等破砕機等の機械の借上げ経費は、実証ほ場の確保に必要なものに限る。
	改良費		・事業実施に当たって必要なスマート農業機械等の改良等に係る経費	・実証試験の実施において必要な箇所、範囲に限る。
	印刷製本費		・事業を実施するために直接必要な資料等の印刷、製本等に係る経費	
	広告・宣伝費		・事業を実施するために直接必要なポスター、チラシ等の作成、配布等に係る経費	
	情報発信費		・事業を実施するために直接必要な情報発信(事業の案内や成果発信等)にかかる費用	・事業実施主体が行う場合に限る。 ・WEBコンテンツの作成、システム管理等のWEBによる情報発信の経費を含む。
	資料購入費		・事業を実施するために直接必要なデータや図書、参考文献の購入に係る経費	・新聞、定期刊行物等、広く一般に定期購読されているものを除く。
	原材料費		・事業を実施するために直接必要な試作品の製造や試験等に必要な原材料に係る経費	・原材料は物品受払簿で管理すること。 ・有償で販売するもの及び認知度向

				<p>上等を目的として相当数を無償で配布するものは含まない。</p>
	資材費		<ul style="list-style-type: none"> ・事業を実施するために直接必要な種苗、農薬、肥料等の資材に係る経費 	<ul style="list-style-type: none"> ・資材は物品受払簿で管理すること。
	燃料費		<ul style="list-style-type: none"> ・事業を実施するために直接必要な機械作業の燃料代 	<ul style="list-style-type: none"> ・実証試験において利用するスマート農業機械等が行う作業に必要なものに限る。
	消耗品費		<ul style="list-style-type: none"> ・事業を実施するために直接必要な以下の経費 ・短期間（補助事業実施期間内）又は一度の使用によって消費されその効用を失う低廉な物品の経費 ・U S Bメモリ等の低廉な記録媒体 ・実証試験、検証等に用いる低廉な器具等 	<ul style="list-style-type: none"> ・消耗品は物品受払簿で管理すること。
人件費			<ul style="list-style-type: none"> ・事業を実施するために直接従事する事業実施主体又は取組主体の正職員、出向者、嘱託職員、管理者等の直接作業時間に対する給料その他手当 	<ul style="list-style-type: none"> ・積算根拠となる資料を添付すること。 ・人件費の算定に当たっては、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」に定めるところにより取り扱うものとする。 ・人件費は、謝金の支払対象者に対して支払うことは認めない。
給与			<ul style="list-style-type: none"> ・会計年度任用職員（フルタイム）に対して地方公共団体が支払う給与 	<ul style="list-style-type: none"> ・改正法による改正後の地方公務員法第22条の2第1項第2号に規定する会計年度任用職員を対象とする。 ・給与については、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」に定めるところにより取り扱うものとする。 ・給与の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・本事業に係る業務指示を受けた会計年度任用職員の氏名・所属等につ

				いて、各事業実施計画に明記すること。 ・実働に応じた対価以外の有給休暇や各種手当は認めない。
旅費	委員旅費		・事業を実施するために直接必要な会議の出席、技術指導等を行うための旅費として、依頼した専門家に支払う経費	
	調査等旅費		・事業を実施するために直接必要な資料収集、各種調査・検証、会議、打合せ、技術指導、研修会、成果発表等の実施に必要な経費	
謝金	委員等謝金		<ul style="list-style-type: none"> ・事業を実施するために直接必要な資料整理、補助、専門的知識の提供、マニュアルの作成、原稿の執筆、資料の収集、アンケート調査等について協力を得た人に対する謝礼に必要な経費 ・活動に対する指導・助言及び手引きの作成等に要する外部専門家等に対する謝礼に必要な経費 ・都道府県に設置された第三者委員会等の会議において助言等を行う外部専門家への謝礼に必要な経費 	<ul style="list-style-type: none"> ・謝金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・事業実施主体の代表者及び事業実施主体に従事する者に対する謝金は認めない。
賃金等			<ul style="list-style-type: none"> ・事業を実施するため直接必要な業務を目的として、事業実施主体又は取組主体が雇用した者に対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給）及び通勤に要する交通費並びに雇用に伴う社会保険料等の事業主負担経費 	<ul style="list-style-type: none"> ・賃金については、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」に定めるところにより取り扱うものとする。 ・賃金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・雇用通知書等により本事業にて雇用したことを明らかにすること。 ・実働に応じた対価以外の有給休暇や各種手当は認めない。 ・補助事業従事者別の出勤簿及び作業日誌を整備すること。
委託費			・本事業の交付目的たる	・委託を行うに当

			<p>事業の一部分（例えば、事業の成果の一部を構成する調査の実施、機械・システムの改修、効果の検証、取りまとめ等）を他の者に委託するために必要な経費</p>	<p>たつては、第三者に委託することが必要であり、合理的かつ効果的な業務に限り実施できるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助金の額やむを得ない場合を除き、事業費の50%未満とする。 ・事業そのもの又は事業の根幹を成す業務の委託は認めない。 ・民間企業内部で社内発注を行う場合は、利潤を除外した実費弁済の経費に限るものとする。
役務費			<ul style="list-style-type: none"> ・事業を実施するために直接必要であり、かつ、それだけでは本事業の成果とは成り得ない分析、試験、実証、検証、調査、制作、加工、改良、通訳、翻訳、施工等を専ら行う経費 	<ul style="list-style-type: none"> ・民間企業内部で社内発注を行う場合は、利潤を除外した実費弁済の経費に限るものとする。
雑役務費	手数料		<ul style="list-style-type: none"> ・事業を実施するために直接必要な謝金等の振り込み手数料 	
	租税公課		<ul style="list-style-type: none"> ・事業を実施するために直接必要な委託の契約書に貼付する印紙及び運営拠出金に課される消費税に係る経費 	
備品費			<ul style="list-style-type: none"> ・事業を実施するために直接必要な試験、検証、調査備品及び機械の導入に係る経費（サーバ導入費を含む。）。ただし、リース又はレンタルを行うことが困難な場合に限る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・取得単価が50万円以上（税別）の調査備品及び機械については、見積書（原則3社以上（該当する設備備品を1社しか扱っていない場合は除く。）、カタログ等を添付すること。 ・耐用年数が経過するまでは、事業実施主体による善良なる管理者の注意をもって当該備品を管理する体制が整っていること。 ・当該備品を別の者に使用させる場合は、使用及び管理についての契約

機械費 (注3)		1 広域モデル (2) スマート農業機械等導入事業 2 地域モデル (2) スマート農業機械等導入事業	・ サービス事業を実施するために直接必要なスマート農業機械等の導入又はリース導入に係る経費 ・ サービス事業を実施するために直接必要な農業機械専用運搬車の導入又はリース導入に係る経費	を交わすこと。 ・ 第5に掲げるとおり。 ・ 農業機械専用運搬車の導入又はリース導入は、本事業で実施するサービス事業に必要なものであって、本事業で導入するスマート農業機械等と一体的に導入する場合に限る。 なお、農業機械専用運搬車とは、セーフティローダー、ユニック等の農業機械の積込みや積降ろしを安全かつ容易に行い得る機構を有するものとする。
-------------	--	--	--	---

(注1) 補助対象経費は、事業の対象として明確に区分できるもので、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるもののみとする。なお、その経理に当たっては、費目ごとに整理するとともに他の事業等の会計と区分することとする。

(注2) 上記の経費であっても以下の経費にあっては認めないものとする。

- 1 事業実施に直接関連のない経費
- 2 事務所の家賃など事業実施主体の経常的な運営経費
- 3 事業実施期間中に発生した事故・災害の処理のための経費
- 4 補助対象経費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額※
(※補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。)
- 5 傷害保険等任意保険の加入に要する経費
- 6 補助事業の有無にかかわらず、事業実施主体が具備すべき備品、物品等の購入及びリース・レンタルに要する経費
- 7 他の国庫補助金を受けた又は受ける予定の経費
- 8 その他本事業を実施する上で必要とは認められない経費及び本事業の実施に要したことを証明できない経費

(注3) 補助対象となる農業機械専用運搬車の要件

残存耐用年数期間において以下の要件を満たす必要があります。

- 1 適正な管理のため車体に本補助金の名称（「スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業」）を明示すること
- 2 運行記録、業務日報など業務の用に供していることを証する書類を整備すること
- 3 保管場所が事業所(個人の場合は自宅等)となっていること
- 4 当該車両に係る任意保険の使用目的設定が「事業使用」となっている又は他用途に使用しないことを宣誓する書面を整備すること

※本事業の目的を妨げない限度を超えて使用されていたことが確認された場合は、補助の対象外とする。

なお、農業機械専用運搬車で補助の対象となる経費は、車体に係る経費のみで、オプション・付属品（カーナビ、リアカメラ等）、自賠責保険、自動車税等、車検等の検査・登

録手数料、タイヤ交換代、オイル・ガソリン代・電気代、諸手続費用は補助対象外とする。ただし、サービス事業の実施のために行うスマート農業機械等の運搬において必要となる荷台のカスタマイズ等については除く。

別紙（第6関係）

審査基準

審査項目及び点数配分は以下のとおりとする。

なお、事業の要件を満たす場合であっても、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は採択しないものとする。

1. 過去3か年に補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第17条第1項又は第2項に基づく交付決定取消を受けたことのある応募団体（共同団体を含む。）の場合
2. 審査項目のうち、1の①から⑤までのいずれかの項目で、審査委員の過半が0点の場合
3. 2の総合評価において、審査委員の点数の平均点が5点未満の場合

審査項目	審査項目の詳細	点数配分（0～10点で採点）
基本的事項	①類似性 実施要領本文第2の2の（1）のア及びイにおいて採択したモデル性の高い取組との類似性が高い取組であるか。	（例） ①産地の生産変革の程度 0～10点 ②実施体制 0～10点 ③ビジネス展望 0～10点 ※類似性に係る点数配分の詳細は、別に定めるものとする。
	②スマート農業機械の利用の有無 スマート農業機械を利用したサービス事業である場合（複数の農業機械を利用する場合には、一台以上スマート農業機械が含まれていること）。	以下のものに当てはまる場合 ・5点 ○ 自動操舵農機（後付け装置及び自動走行農機を含む。） ○ 電動草刈機（自立走行式又はリモコン式のもの） ○ 食味・収量センサ付コンバイン ○ 収穫ロボット（カメラ・AIによる画像分析等により収穫の要否を判断し農産物を収穫・運搬するロボット） ○ 可変施肥機（ほ場マップ等のデータを参照して自動的に可変施肥を行う機能を有するブロードキャストや田植機、施肥用ドローン等） ○ ドローン（センシングドローンを含む。）
	③実施体制 モデル性の高い取組の実現に必要な体制となっているか。	妥当：10点 ～妥当でない：0点

	<p>④相乗効果 推進事業とスマート農業機械等導入事業が一体的に取り組むことにより高い相乗効果が見込まれるか。</p>	<p>高い効果が見込まれる：10点 ～見込まれない：0点</p>
	<p>⑤事業化と普及性 サービス事業として事業化が見込まれ、高い波及効果を持つものであるか。</p>	<p>可能性がある：10点 ～可能性はない：0点</p>
2 総合評価	①～④からの視点、経費の妥当性等、総合的な評価	<p>実現可能性の有無 ・ある：10点 ～ ない：0点</p>
<p>【加点要素】※ 3 スマート農業技術活用促進法との関係 (2点)</p>	<p>⑥生産方式革新実施計画への位置付け</p> <p>以下のいずれかに該当する場合、ポイント加算する。</p> <p>ア 本事業の事業実施主体が農業者（農業者の組織する団体を含む）あつては、採択決定通知日までに農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用の促進に関する法律（令和6年法律第63号。以下「スマート農業技術活用促進法」という。）に基づき、生産方式革新実施計画の認定を受けており、かつ本事業での取組内容が当該計画の内容と合致していること。</p> <p>イ 本事業の事業実施主体がサービス事業体又は食品等事業者である場合にあつては、採択決定通知日までにスマート農業技術活用促進法に基づき認定された生産方式革新実施計画において促進事業者として位置付けられており、かつ本事業での取組内容が当該計画の内容と合致していること。</p>	<p>・2点</p>
<p>【加点要素】 4 地域計画との関係※ (2点)</p>	<p>⑦サービス事業体の地域計画への位置付け</p> <p>本事業の事業実施主体にサービス事業体が含まれる場合、当該サービス事業体の本事業を実施する産地において策定された地域計画に位置付けられている又は地域計画未策定の地域に提供する場合であっても協議の場に参加している場合</p>	<p>・2点</p>
<p>【加点要素】 5 みどりの食料システム法との</p>	<p>⑧対象機械</p>	<p>・1点</p>

<p>関係 (2点)</p>	<p>本事業で利用するスマート農業機械等が、申請時点でみどり投資促進税制の対象機械に該当する場合</p> <p>⑨環境負荷低減</p> <p>本事業の事業実施主体が、みどりの食料システム法に基づく基盤確立事業実施計画の認定を受けている場合</p>	<p>・1点</p>
--------------------	---	------------

※事業実施年度中に認定を受けることが確実である場合を含む。なお、この場合において、事業実施年度中に生産方式革新実施計画の認定を受けることが確実であるとして加点され、このことにより採択水準に達した者が、配慮すべき事情なく事業実施年度中に計画認定を受けなかった場合には、事業実施主体は、当該事業を取り下げ、中止し、又は廃止するものとする。

農産局長 殿

（代表者）事業実施主体名
所在地
氏名

（共同申請者）事業実施主体名
所在地
氏名

〇〇年度スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業のうちモデル的取組等の立上げにおける（総合）事業実施計画の（変更）申請について

（総合）事業実施計画の（変更）申請について、スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業実施要領（令和7年1月15日付け6農産第3572号農林水産省農産局長通知）別記2-4第9の1に基づき、関係書類を添えて申請する。

- （注）
- 1 複数の事業実施主体と一体的に実施する場合は、代表者が取りまとめて共同申請することができる。その場合には、代表者、共同申請者名を記載すること。
 - 2 共同申請する場合には、事業実施主体別に必要書類を添付すること。
 - 3 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するにあたっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。
 - 4 添付書類のうち、事業実施主体のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

総合事業実施計画
 (スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業のうち農業支援サービスの先進モデル支援のうちモデル的取組等の立上げ)

1 事業メニュー

広域モデル	
地域モデル	

2 取組内容

推進事業	
スマート農業機械等導入事業	

3 事業実施主体名

(1) 推進事業

(2) スマート農業機械等導入事業

注：複数の事業実施主体で実施する場合には、全ての事業実施主体名を記載すること

注：事業実施計画書の取りまとめ等を行う代表者には◎を付すこと

4 事業実施主体の概要

(1) サービス事業体

法人番号（法人の場合）		
サービス事業体の所在地		
代表者	所属・役職	
	氏名	
事業責任者	所属・役職	
	氏名	
	電話番号	
会計責任者	E-mail	
	所属・役職	
	氏名	
	電話番号	
E-mail		

(2) 事業実施主体名 ()

法人番号（法人の場合）		
実需者の所在地		
代表者	所属・役職	
	氏名	
事業責任者	所属・役職	
	氏名	
	電話番号	
会計責任者	E-mail	
	所属・役職	
	氏名	
	電話番号	
E-mail		
法人番号（法人の場合）		

注：上記以外にも事業実施主体がある場合には、適宜追加して記入すること

5 (1) 実施体制

(1) 構成員の情報

① サービス事業体情報 氏名・名称： 役割等：
② 実需者情報 氏名・名称： 役割等：
③ 農業者等情報（複数いる場合には、農業者等名は連名で記載可） 氏名・名称： 役割等：
④ 協力者情報※ 氏名・名称： 役割等：

注：協力者情報は適宜追加すること。

(2) 実施体制図※

※実施体制図には、本事業に取り組む各者の協力体制、役割分担、事業の進行管理などの体制の方針を記載。（別添としてフロー図を添付しても可）。

6 事業実施地域

7 事業計画

(1) 事業計画の内容 (推進事業)

推進事業	事業実施主体名※2	概要

注1: 各事業実施主体の事業実施計画を添付すること。
 注2: 複数の事業実施主体が協力して取り組む場合は、事業実施主体別に分けて記載すること。

(2) 事業計画の内容 (スマート農業機械等導入事業)

スマート農業機械等導入事業	事業実施主体名 (サービス事業体名) ※2	導入機械

注1: 各事業実施主体の事業実施計画を添付すること。
 注2: 複数の事業実施主体が協力して取り組む場合は、事業実施主体別に分けて記載すること。

(3) 実施スケジュール

--

8 成果目標

(1) 推進事業

--

注: 目標値をどのように設定したか、算定方法及び根拠について補足する書類を添付すること

(2) スマート農業機械等導入事業

--

注: 目標値をどのように設定したか、算定方法及び根拠について補足する書類を添付すること

9 事業完了 (予定) 年月日 令和 年 月 日

10 収支予算書

収入の部※1

区分	事業実施主体名※2	本年度予算額 (円)	前年度予算額 (又は本年度精算額)	比較		備考
				増	△減	
国庫補助金						
その他						
合計						

注1: 適宜、行を追加して記入すること
 注2: 複数の事業実施主体で実施する場合は、事業実施主体別に分けて記載すること。

支出の部※1

区分	事業実施主体名※2	本年度予算額 (円)	前年度予算額 (又は本年度精算額)	比較		備考
				増	△減	
(1) 推進事業						

(2) スマート農業機械等導入事業						
合計						

注1：適宜、行を追加して記入すること

注2：複数の事業実施主体で実施する場合は、事業実施主体別に分けて記載すること。

11 加算ポイント

④スマート農業技術活用促進法との関係 本事業の事業実施主体が、採択決定通知日までにスマート農業技術活用促進法に基づき、生産方式革新実施計画の認定を受けている又は事業実施年度中に認定を受けることが確実であって、取組内容が当該計画の内容と合致している場合	-
③地域計画との関係 本事業の事業実施主体にサービス事業者が含まれる場合、当該サービス事業者が本事業を実施する産地において策定された地域計画に位置付けられている又は地域計画未策定の地域に提供する場合であっても協議の場に参加している場合	-
①みどりの食料システム法との関係 本事業で利用するスマート農業機械等が、申請時点でみどり投資促進税制の対象機械に該当する場合	-
②みどりの食料システム法との関係 本事業の事業実施主体が、みどりの食料システム法に基づく基盤確立事業実施計画の認定を受けている場合	-

※複数で事業実施主体する場合には、1者でも該当すればチェック可能

12 添付書類

共同申請する場合には、全ての事業実施主体の事業実施計画等を添付すること。

その他必要な資料

事業実施計画
 (スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業のうち農業支援サービスの先進モデル支援のうちモデル的取組等の立上げ)
 広域モデル・推進事業

※事業実施主体別に記載すること

・申請先					
・氏名又は名称					
・代表者 <small>(法人・団体の場合)</small>					
・住所又は主たる事務所					
・法人番号					
・所属・役職					
・担当者氏名					
・連絡先(電話番号)					
・連絡先(メールアドレス)					
事業の目的・内容					
サービス事業の利用拡大につなげるための取組					
サービス事業体と一体的に取り組むことによる期待される効果					
推進事業の対象とする都道府県名		対象都道府県数		北海道の総合振興局・振興局	
サービスの類型					
サービスの内容					
取組・技術の新規性					
利用者の現状					
サービスの展開戦略					
サービス提供先の都道府県名		サービスを提供する都道府県数		北海道の総合振興局・振興局	

注1: 本事業で対象とする都道府県を記載すること。併せて具体的な地域がわかるよう、対象地域がわかる資料(地図等)を添付すること。
 注2: 北海道内の複数総合振興局・振興局でサービスを提供する事業者はサービスを提供する主な総合振興局・振興局を2つ以上記載すること。

事業の実施体制	※別添として添付することでも可				
区分	費目細目	国庫補助金(円)	自己負担(円)	消費税区分	備考

	〇〇費				
合計		0	0		

注1:事業の一部を他の者に委託する場合には、備考欄に該当部分の経費、委託先(委託先が未定の場合はその選定方法)と委託する事業の内容が分かるように記載し、委託契約書(案)を添付すること。
注2:「費目細目」の欄には、別表3に掲げる費目細目を記載すること。
注3:備考欄には、積算根拠等(単価、員数、日数等を明記した計算式等)を記載すること。
注4:人件費、給与、報酬、職員手当等、費用弁償、謝金及び賃金等については、その単価の設定根拠が分かる資料を添付すること。
注5:記載内容を別業とすることも可能とする。
注6:適宜、行を追加して記入すること。
注7:「消費税区分」の欄には、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記載すること。

事業完了予定年月日	
-----------	--

①スマート農業技術活用促進法との関係 本事業の事業実施主体が、採択決定通知日までにスマート農業技術活用促進法に基づき、生産方式革新実施計画の認定を受けている又は事業実施年度中に認定を受けることが確実であって、取組内容が当該計画の内容と合致している場合	
②地域計画との関係 本事業の事業実施主体にサービス事業者が含まれる場合、当該サービス事業者が本事業を実施する産地において策定された地域計画に位置付けられている又は地域計画未策定の地域に提供する場合であっても協議の場に参加している場合	
③みどりの食料システム法との関係 本事業で利用するスマート農業機械等が、申請時点でみどり投資促進税制の対象機械に該当する場合	
④みどりの食料システム法との関係 本事業の事業実施主体が、みどりの食料システム法に基づく基盤確立事業実施計画の認定を受けている場合	

	現状(〇年度)(※1)	事業実施年度(〇年度)	〇年度	目標年度(〇年度)	成果目標の目標値の根拠(※2)
(1)事業実施主体の提供するサービスを活用する農地面積に係る成果目標(ha)					
成果目標(ha)の拡大量(目標値－現状値)	0				
(2)事業実施主体の提供するサービスの売上げに係る計画(万円)					

(参考)上記成果目標に付随する計画

	現状(〇年度)(※1)	事業実施年度(〇年度)	〇年度	目標年度(〇年度)	目標年度の計画値の根拠(※2)
事業実施主体の提供するサービスを活用する経営体数に係る計画					

・(※1)の欄には、事業実施前年度の実績について記入すること。
・記入した値に関する根拠となる資料を添付すること。
・(※2)の欄は目標値をどのように設定したか、算定方法及び根拠について詳細に記載すること。



申請書類チェックシートに記載のある、以下の書類を添付すること。ただし、添付書類のうち、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能なものについては、以下に当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略することができる。複数ある場合は適宜行を追加して記入すること。

実施体制のわかる定款及び実施体制図(必須)、財務資料(必須)、経費使用に関する参考資料(必須)、委託契約書、成果目標に係る根拠データ(必須)、環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート(必須)、審査基準の加算ポイントに係る証拠書類、サービスの提供地域がわかる資料(地図等)(必須)、その他別に定める参考資料

書類名	URLの記入欄

事業実施計画
 （スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業のうち農業支援サービスの先進モデル支援のうち
 モデル的取組等の立上げ）
広域モデル・スマート農業機械等導入事業

※事業実施主体別に記載すること

1 実施主体名

--

2 実施主体の概要

法人番号（法人の場合）		
実施主体の所在地		
代表者	所属・役職	
	氏名	
担当者	所属・役職	
	氏名	
	電話番号	
	E-mail	

3 事業計画

提供サービスの類型				
上問で「⑤その他複合型」を選択した場合は、該当するサービス類型を複数選択				
サービスの内容				
事業完了予定日				

導入する農業用機械を直接用いてサービスを提供する都道府県

北海道	-	群馬県	-	富山県	-	兵庫県	-	香川県	-	鹿児島県	-
青森県	-	埼玉県	-	石川県	-	奈良県	-	愛媛県	-	沖縄県	-
岩手県	-	千葉県	-	福井県	-	和歌山県	-	高知県	-		
宮城県	-	東京都	-	岐阜県	-	鳥取県	-	福岡県	-		
秋田県	-	神奈川県	-	愛知県	-	島根県	-	佐賀県	-	サービスを提供する都道府県数 0	
山形県	-	山梨県	-	三重県	-	岡山県	-	長崎県	-		
福島県	-	長野県	-	滋賀県	-	広島県	-	熊本県	-		
茨城県	-	静岡県	-	京都府	-	山口県	-	大分県	-	北海道の総合振興局・ 振興局	
栃木県	-	新潟県	-	大阪府	-	徳島県	-	宮崎県	-		

- ・導入する農業機械を**直接用いて**サービスを提供する都道府県に○を記載すること。併せてサービスの提供地域がわかる資料（地図等）を添付すること。
- ・北海道内の複数総合振興局・振興局でサービスを提供する事業者はサービスを提供する主な総合振興局・振興局を2つ以上記載すること。

4 成果目標及びそれに付随する計画

以下に成果目標を記入すること。

	現状（○年度）（※1）	事業実施年度（○年度）	○年度	目標年度（○年度）	成果目標の目標値の根拠（※2）
(1) 事業実施主体の提供するサービスを活用する農地面積に係る成果目標 (ha)（※3）					
成果目標 (ha) の拡大量 (目標値－現状値)					

（参考） 以下の（1）、（2）に、上記成果目標に付随する計画を記入すること。

	現状（○年度）（※1）	事業実施年度（○年度）	○年度	目標年度（○年度）	目標年度の計画値の根拠（※2）
(2) 事業実施主体の提供するサービスを活用する経営体数に係る計画					
(3) 事業実施主体の提供するサービスの売上げに係る計画（万円）					

- ・（※1）の欄には、事業実施前年度の実績について記入すること。
- ・記入した値に関する根拠となる資料を添付すること。
- ・（※2）の欄は目標値又は計画値をどのように設定したか、算定方法及び根拠について詳細に記載すること。
- ・（※3）原則、成果目標の現状欄は利用者一覧の項目4の数値と合わせ、成果目標の目標年度欄は項目5の数値と整合が取れていること。

5 総括表

取組の種類	総事業費 (円、税込)	負担区分			備考欄
		国庫補助金 (円)	補助率	自己資金 (円)	
スマート農業機械等導入の取組	33,000,000	15,000,000	1/2	18,000,000	除税額30,000,000円 うち国費15,000,000円
合 計					

取組の種類	総事業費 (円、税込)	負担区分			備考欄
		国庫補助金 (円)	補助率	自己資金（共同 申請者に支払う リース費用総額 等） (円、税込)	
スマート農業機械等リース導入の取組	18,000,000	7,000,000	1/2	11,000,000	除税額14,000,000円 うち国費7,000,000円
合 計					

- ・備考欄には、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇円 うち国費〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記載すること。
- ・リース導入の場合は別添1の機械リース計画書を添付すること。

6 導入・リース導入するスマート農業機械等

農業機械の名称	メーカー名	型式	取得予定年月	1台当たり 導入価格 (円、税抜)	台数	合計価格（円、税抜）		加算ポイントの該当	
						うち国費 (円)	審査項目に掲げるスマート 農業機械に該 当	審査項目に掲げるみどり 投資促進税制の 対象機械に該 当	
						0		-	-
						0		-	-
						0		-	-

- ・見積書及び機械の機能が分かるもの（パンフレット等）を別途添付すること。
- ・適宜、行を追加して記載すること。

7 その他（行政との整合性等）

実施要領別記2-4別紙に定める加算ポイントに該当する場合は、チェックを入れ、該当する旨がわかるように詳細を記入すること。

①スマート農業技術活用促進法との関係 本事業の事業実施主体が、採択決定通知日までにスマート農業技術活用促進法に基づき、生産方式革新実施計画の認定を受けている又は事業実施年度中に認定を受けることが確実である、取組内容が当該計画の内容と合致している場合	
②地域計画との関係 サービス提供地域において策定された地域計画に本事業に取り組むサービス事業者が位置付けられている又は地域計画未策定の地域に提供する場合であっても協議の場に参加している場合	
③みどりの食料システム法との関係 本事業で利用するスマート農業機械等が、申請時点でみどり投資促進税制の対象機械に該当する場合	
④みどりの食料システム法との関係 本事業の事業実施主体が、みどりの食料システム法に基づく基盤確立事業実施計画の認定を受けている場合	

8 添付書類

別添様式第1-2-1号、別添様式第1-2-2号及び別添様式第1-3号を添付するとともに、関係書類を添付すること。
 なお、リース導入を行う場合には別添様式第1-2-3号及び1-2-4号を添付すること。
 また、農業機械専用運搬車を導入（リース導入含む）場合には、別添様式第3号もあわせて提出すること。
 ただし、添付書類のうち、申請者のウェブサイトにおいて閲覧可能なものについては、以下に当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略することができる。複数ある場合は適宜行を追加して記入すること。

【関係書類】利用者一覧は利用者との契約内容・状況がわかるもの（契約書等）（必須）、事業実施体制の分かる資料（必須）、財務資料（必須）、見積書（必須）、機械の性能がわかる資料（必須）、計画書に記載している数値に関する根拠データ（現況及び目標年の面積、経営体数及びサービスの売上等）、環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート（必須）、審査基準の加算ポイントに係る証拠書類、サービスの提供地域がわかる資料（地図等）（必須）、その他参考資料

書類名	URLの記入欄
-----	---------

--	--

農業支援サービス事業利用者一覧(スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業のうち農業支援サービスの先進モデル支援のうちモデル的取組等の立上げのうち広域モデル・スマート農業機械等導入事業)

※「サービスを利用する農業者等名」、「サービスを展開する農協等名」に利用者(予定者含む)を記載する場合、当該利用者との契約内容(状況)がわかるもの(契約書等)を添付すること。
 なお、契約状況がわかる資料については、外部審査において妥当性の判断に用いられるため、「口頭で了解を得ている」、「これからロコミで拡大する予定」ではなく、可能な限り、契約書や同意書等の具体的に契約することがわかる内容の資料とすること。

1 事業実施主体名

--

2 農業支援サービス利用者一覧(提供を予定している全員の情報を記載する)

No	サービスを利用する農業者等名	提供サービス(必ず記載すること)					サービス利用者数	見込み
		内容(防除、施肥、収穫等)	対象作物	(A) サービスを提供している現状地面積(ha)(注5)	(B) サービスを提供する面積(ha)	(B)-(A)面積(ha)		
1						0		-
2						0		-
3						0		-
4						0		-
5						0		-
6						0		-
7						0		-
8						0		-
9						0		-
10						0		-
11						0		-
12						0		-
13						0		-
14						0		-
15						0		-
16						0		-
17						0		-
18						0		-
19						0		-
20						0		-

	(A)合計 面積(ha)	(B)合計 面積(ha)	(B)-(A) 面積(ha)	時間(h)	サービス 利用者数
計	0	0	0	0	0
	(A)	(B)	(C)	(D)	(E)

- (注1) 本事業による機械導入によって実施されるサービス事業の利用希望のある者を記載すること。
 (注2) 提供サービスの内容は、サービスを提供している対象作物や面積、時間等も含め、可能な範囲で定量的に記載すること。
 (注3) 記載欄が足りない場合は適宜行を追加して記載すること。
 (注4) 見込みの場合は「見込み」で○を選択すること。
 (注5) 「(A) サービスを提供している現状地面積」欄には、既存のサービス利用者がある場合のみ、事業実施前年度におけるサービス提供面積の実績を記入すること。

3 農協等を経由してサービスを提供する場合

No	サービスを展開する農協等名	提供サービス内容				サービス利用者数	見込み	
		内容	対象作物	(F) サービスを提供している現状地面積(ha)	(G) サービスを提供する面積(ha)			(G)-(F)面積(ha)
1						0		-
2						0		-
3						0		-
4						0		-
5						0		-
6						0		-
7						0		-

	(F)合計 面積(ha)	(G)合計 面積(ha)	(G)-(F) 面積(ha)	時間(h)	サービス 利用者数
計	0	0	0	0	0
	(F)	(G)	(H)	(I)	(J)

- (注1) 本事業を農協等を経由して展開する場合は、農協等名を記載し、展開先の利用者数を記載すること。
 (注2) 提供サービスの内容は、サービスを提供している対象作物や面積、時間等も含め、可能な範囲で定量的に記載すること。
 (注3) 記載欄が足りない場合は適宜行を追加して記載すること。
 (注4) 見込みの場合は「見込み」で○を選択すること。
 (注5) 「(F) サービスを提供している現状地面積」欄には、既存のサービス利用者がある場合のみ、事業実施前年度におけるサービス提供面積の実績を記入すること。

4 サービスを提供している現状値面積合計(A+F)

計 0 ha

5 サービスを提供する面積合計(B+G)

計 0 ha

6 サービス利用増加面積合計(C+H)、平均((C+H)/(E+J))

計 0 ha

平均 #DIV/0! ha

7 サービス利用時間合計(D+I)、平均((D+I)/(E+J))

計 0 (h)

平均 #DIV/0! (h)

8 サービス利用者合計(E+J)

計 0 者

事業実施体制に関する書類（様式例）

〇年〇月〇日時点

1. 事業実施主体（サービス事業体）の概要（※）	
名称	
所在地	
代表者	
副代表者、役員等	
事業年度	
従業員数	
事業内容	
2. サービスの概要（※）	
サービス分類	
サービス内容	
サービス対象品目	
サービス対象地域	〇〇県〇〇地域
サービス提供期間	
サービスの最低利用期間	
3. 料金・オプション（※）	
基本料金単価	
追加料金要件	
その他サービス利用者が負担する主な料金	
解約・違約費用等	
4. サービスの提供開始までの手続・期間、実施体制、サービス利用申込期限（サービス利用開始〇日前まで等）	
5. サービス利用にあたって農業者等が実施すべき事項	
6. 責任範囲・保証内容	
7. 保有資格等	
8. 問合せ先（※）	
電話番号	
受付時間	
担当部署	
メール、問合せフォーム等	

（注） ※を付したものは必須事項です。

(リース方式によるスマート農業機械等の導入の取組用)

スマート農業機械等導入事業における機械リース計画書

年 月 日

地方農政局長等 殿

【事業実施主体名】

フリガナ
氏名

フリガナ
代表者氏名

〒
住所

—

電話番号

【リース事業者名】

フリガナ
事業者名
代表者名

〒
住所

—

電話番号

※導入する機械によって
リース事業者が異なる
場合はリース業者毎に
作成してください。

機械リース計画書を作成したので提出します。

- リース計画に基づいて、次の取組を行います。
- リース事業者がリース計画に違反した場合(リース事業者の責めに帰さない場合を除く。)及び事業中止した場合には、リース事業者が地方農政局長等に補助金を返納します。
- 本取組に係る補助金を、このリース事業者が指定する口座に振り込むことについて合意します。
- リース料補助申請額 _____ 円
- 取組の内容
別添個票のとおり。

個票（リース方式によるスマート農業機械等の導入の取組用）

機械リース計画書（No.○）

リース方式によるスマート農業機械等の導入の取組

対象機械	機種名		数量	台
	型式名			
	現有機の有無 (有の場合：能力・取得年月・台数など)			
リース期間	開始日～終了日（※1）	～		（年）
	リース借受日から○年間（※2）			（年間）
リース物件購入価格（税抜き）		（円）		
うちオプション分（税抜き）		（円）		
残存価格（リース期間終了後の残価設定）		（円）		
リース料補助申請額		（円）		
リース諸費用（金利・保険料・消費税）		（円）		
うち税相当分		（円）		
機械利用者負担リース料（税込み）		（円）		
リース物件保管場所				
リース事業者名				

注1：※1及び※2については、いずれかを記入すること。

注2：リース料補助申請額は、A、Bのいずれか小さい額を記入すること。

A：[リース物件購入価格（税抜き）]×（リース期間／法定耐用年数）×1／2以内

B：([リース物件購入価格（税抜き）]-[残存価格])×1／2以内

注3：複数の機械をリースする場合には、機械ごとにそれぞれ作成すること。

注4：添付書類は、以下のとおり。

- ① 複数の販売会社の見積書の写し等（全社分）
- ② その他地方農政局長等が必要と認める資料

環境負荷低減のクロスコンプライアンス チェックシート

下記の持続可能な農業生産に係る取組の各項目のうち、事業実施期間中に実施する内容について、□欄に○又は■を記入してください。

(※)に該当しない場合は、□欄には、/ (斜線) を記入してください。

(1) 適正な施肥

※農産物等の調達を行う場合

- 環境負荷低減に配慮した農産物等の調達を検討

(2) 適正な防除

※農産物等の調達を行う場合

- 環境負荷低減に配慮した農産物等の調達を検討 (再掲)

(3) エネルギーの節減

- オフィスや車両・機械等の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める

- 省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしないこと
(照明、空調、ウォームピズ・クールピズ、燃費効率のよい機械の利用等) を検討

- 環境負荷低減に配慮した商品、原料等の調達を検討

(4) 悪臭及び害虫の発生防止

※肥料・飼料等の製造を行う場合

- 悪臭・害虫の発生防止・低減に努める

(5) 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び処分

- プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理

- 資源の再利用を検討

(6) 生物多様性への悪影響の防止

- ※生物多様性への影響が想定される工事等を実施する場合
 生物多様性に配慮した事業実施に努める

※特定事業場である場合

- 排水処理に係る水質汚濁防止法の遵守

(7) 環境関係法令の遵守等

- みどりの食料システム戦略の理解

- 関係法令の遵守

- 環境配慮の取組方針の策定や研修の実施に努める

- ※機械等を扱う事業者である場合
 機械等の適切な整備と管理に努める

- 正しい知識に基づき作業安全に努める

都道府県知事 殿

（代表者） 事業実施主体名
所在地
氏名

（共同申請者） 事業実施主体名
所在地
氏名

〇〇年度スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業のうちモデル的取組等の立上げにおける（総合）事業実施計画の（変更）申請について

（総合）事業実施計画の（変更）申請について、スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業実施要領（令和7年1月15日付け6農産第3572号農林水産省農産局長通知）別記2-4第9の1に基づき、関係書類を添えて申請する。

- （注）
- 1 複数の事業実施主体と一体的に実施する場合は、代表者が取りまとめて共同申請することができる。その場合には、代表者、共同申請者名を記載すること。
 - 2 共同申請する場合には、事業実施主体別に必要書類を添付すること。
 - 3 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するにあたっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。
 - 4 添付書類のうち、事業実施主体のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

事業実施計画
 (スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業のうち農業支援サービスの先進モデル支援のうちモデル的取組等の立上げ)
 地域モデル・推進事業

※事業実施主体別に記載すること

1. 申請者				
・申請先				
・氏名又は名称				
・代表者 <small>(法人・団体の場合)</small>				
・住所又は主たる事務所				
・法人番号				
2. 担当者				
・所属・役職				
・担当者氏名				
・連絡先(電話番号)				
・連絡先(メールアドレス)				
3. 目的等				
事業の目的・内容				
4. 取組内容				
サービス事業の利用拡大につなげるための取組				
サービス事業体と一体的に取り組むことによる期待される効果				
推進事業の対象とする都道府県名		対象都道府県数		北海道の総合振興局・振興局数
サービス提供先の市町村名		市町村数		北海道の総合振興局・振興局名
5. サービス事業の内容(サービス事業体の場合に記載すること)				
サービスの類型				
サービスの内容				
取組・技術の新規性				
利用者の現状				
サービスの展開戦略				
サービス提供先の都道府県名		サービスを提供する都道府県数		北海道の総合振興局・振興局
サービス提供先の市町村名		市町村数		北海道の総合振興局・振興局

注1:本事業で対象とする都道府県を記載すること。併せて具体の地域がわかるよう、対象地域がわかる資料(地図等)を添付すること。
 注2:北海道内の複数総合振興局・振興局でサービスを提供する事業者はサービスを提供する主な総合振興局・振興局を2つ以上記載すること。

6. 事業の実施体制

事業の実施体制	※別添として添付することでも可				
経費の配分					
区分	費目細目	国庫補助金 (円)	自己負担 (円)	消費税区分	備考
	〇〇費				
合計		0	0		

注1:事業の一部を他の者に委託する場合には、備考欄に該当部分の経費、委託先(委託先が未定の場合はその選定方法)と委託する事業の内容が分かるように記載し、委託契約書(案)を添付すること。
注2:「費目細目」の欄には、別表3に掲げる費目細目を記載すること。
注3:備考欄には、積算根拠等(単価、員数、日数等を明記した計算式等)を記載すること。
注4:人件費、給与、報酬、職員手当等、費用弁償、謝金及び賃金等については、その単価の設定根拠が分かる資料を添付すること。
注5:記載内容を別業とすることも可能とする。
注6:適宜、行を追加して記入すること。
注7:「消費税区分」の欄には、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記載すること。

事業完了予定年月日	
-----------	--

7. その他(行政との整合性等、あれば記載)	
①スマート農業技術活用促進法との関係 本事業の事業実施主体が、採択決定通知日までにスマート農業技術活用促進法に基づき、生産方式革新実施計画の認定を受けている又は事業実施年度中に認定を受けることが確実であって、事業での取組内容が当該計画の内容と合致している場合	
②地域計画との関係 サービス提供地域において策定された地域計画に事業実施主体であるサービス事業体が位置付けられている又は地域計画未策定の地域に提供する場合であっても協議の場に参加している場合	
③みどりの食料システム法との関係 本事業で利用するスマート農業機械等が、申請時点でみどり投資促進税制の対象機械に該当する場合	
④みどりの食料システム法との関係 本事業の事業実施主体が、みどりの食料システム法に基づく基盤確立事業実施計画の認定を受けている場合	

8. 成果目標及びそれに付随する計画					
	現状(〇年度)(※1)	事業実施年度(〇年度)	〇年度	目標年度(〇年度)	成果目標の目標値の根拠(※2)
(1)事業実施主体の提供するサービスを活用する農地面積に係る成果目標(ha)					
成果目標(ha)の拡大量(目標値－現状値)	0				
(2)事業実施主体の提供するサービスの売上げに係る計画(万円)					

(参考)上記成果目標に付随する計画

	現状(〇年度)(※1)	事業実施年度(〇年度)	〇年度	目標年度(〇年度)	目標年度の計画値の根拠(※2)
事業実施主体の提供するサービスを活用する経営体数に係る計画					

- ・(※1)の欄には、事業実施前年度の実績について記入すること。
- ・記入した値に関する根拠となる資料を添付すること。
- ・(※2)の欄は目標値をどのように設定したか、算定方法及び根拠について詳細に記載すること。

9. 添付書類

申請書類チェックシートに記載のある、以下の書類を添付すること。ただし、添付書類のうち、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能なものについては、以下に当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略することができる。複数ある場合は適宜行を追加して記入すること。

実施体制のわかる定款及び実施体制図(必須)、財務資料(必須)、経費使用に関する参考資料(必須)、委託契約書、成果目標に係る根拠データ(必須)、環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート(必須)、審査基準の加算ポイントに係る証拠書類、サービスの提供地域がわかる資料(地図等)(必須)、その他別に定める参考資料

書類名	URLの記入欄

事業実施計画
 （スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業のうち農業支援サービスの先進モデル支援のうち
 モデル的取組等の立上げ）
 地域モデル・スマート農業機械等導入事業

※事業実施主体別に記載すること

1 実施主体名

--

2 実施主体の概要

法人番号（法人の場合）		
実施主体の所在地		
代表者	所属・役職	
	氏名	
担当者	所属・役職	
	氏名	
	電話番号	
	E-mail	

3 事業計画

提供サービスの類型				
上問で「⑤その他複合型」を選択した場合は、該当するサービス類型を複数選択				
サービスの内容				
事業完了予定日				

導入する農業用機械を直接用いてサービスを提供する都道府県

北海道 -	群馬県 -	富山県 -	兵庫県 -	香川県 -	鹿児島県 -
青森県 -	埼玉県 -	石川県 -	奈良県 -	愛媛県 -	沖縄県 -
岩手県 -	千葉県 -	福井県 -	和歌山県 -	高知県 -	
宮城県 -	東京都 -	岐阜県 -	鳥取県 -	福岡県 -	
秋田県 -	神奈川県 -	愛知県 -	島根県 -	佐賀県 -	
山形県 -	山梨県 -	三重県 -	岡山県 -	長崎県 -	
福島県 -	長野県 -	滋賀県 -	広島県 -	熊本県 -	
茨城県 -	静岡県 -	京都府 -	山口県 -	大分県 -	
栃木県 -	新潟県 -	大阪府 -	徳島県 -	宮崎県 -	

サービスを提供する都道府県数	0
----------------	---

北海道の総合振興局・振興局数	
----------------	--

サービス提供先の市町村名等

サービス提供先の市町村名		市町村数		北海道の総合振興局・振興局名	
--------------	--	------	--	----------------	--

- ・導入する農業用機械を直接用いてサービスを提供する都道府県に○を記載すること。併せてサービスの提供地域がわかる資料（地図等）を添付すること。
- ・北海道内の複数総合振興局・振興局でサービスを提供する事業者はサービスを提供する主な総合振興局・振興局を2つ以上記載すること。

4 成果目標及びそれに付随する計画

以下に成果目標を記入すること。

	現状（○年度）（※1）	事業実施年度（○年度）	○年度	目標年度（○年度）	成果目標の目標値の根拠（※2）
(1)事業実施主体の提供するサービスを活用する農地面積に係る成果目標（ha）（※3）					
成果目標（ha）の拡大量（目標値－現状値）					

（参考） 以下の（1）、（2）に、上記成果目標に付随する計画を記入すること。

	現状（○年度）（※1）	事業実施年度（○年度）	○年度	目標年度（○年度）	目標年度の計画値の根拠（※2）
(2)事業実施主体の提供するサービスを活用する経営体数に係る計画					
(3)事業実施主体の提供するサービスの売上げに係る計画（万円）					

- ・（※1）の欄には、事業実施前年度の実績について記入すること。
- ・記入した値に関する根拠となる資料を添付すること。
- ・（※2）の欄は目標値をどのように設定したか、算定方法及び根拠について詳細に記載すること。
- ・（※3）原則、成果目標の現状欄は利用者一覧の項目4の数値と合わせ、成果目標の目標年度欄は項目5の数値と整合が取れていること。

5 総括表

取組の種類	総事業費 (円、税込)	負担区分			備考欄
		国庫補助金 (円)	補助率	自己資金 (円)	
スマート農業機械等導入の取組	33,000,000	15,000,000	1/2	18,000,000	除税額30,000,000円 うち国費15,000,000円
合 計					

取組の種類	総事業費 (円、税込)	負担区分			備考欄
		国庫補助金 (円)	補助率	自己資金（共同 申請者に支払う リース費用総額 等） (円、税込)	
スマート農業機械等リース導入の取組	18,000,000	7,000,000	1/2	11,000,000	除税額14,000,000円 うち国費7,000,000円
合 計					

- ・備考欄には、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇円 うち国費〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記載すること。
- ・リース導入の場合は別添1の機械リース計画書を添付すること。

6 導入・リース導入するスマート農業機械等

農業機械の名称	メーカー名	型式	取得予定年月	1台当たり 導入価格 (円、税抜)	台数	合計価格（円、税抜）		加算ポイントの該当	
						うち国費 (円)	審査項目に掲げるスマート 農業機械に該 当	審査項目に掲げるみどり 投資促進税制の 対象機械に該 当	
						0		-	-
						0		-	-
						0		-	-

- ・見積書及び機械の機能が分かるもの（パンフレット等）を別途添付すること。
- ・適宜、行を追加して記載すること。

7 その他（行政との整合性等）

別記2-4別紙に定める加算ポイントに該当する場合は、チェックを入れ、該当する旨がわかるように詳細を記入すること。

①スマート農業技術活用促進法との関係 本事業の事業実施主体が、採択決定通知日までにスマート農業技術活用促進法に基づき、生産方式革新実施計画の認定を受けている又は事業実施年度中に認定を受けることが確実である、事業での取組内容が当該計画の内容と合致している場合	
②地域計画との関係 サービス提供地域において策定された地域計画に本事業に取り組むサービス事業者が位置付けられている又は地域計画未策定の地域に提供する場合であっても協議の場に参加している場合その旨を記載。	
③みどりの食料システム法との関係 本事業で利用するスマート農業機械等が、申請時点でみどり投資促進税制の対象機械に該当する場合	
④みどりの食料システム法との関係 本事業の事業実施主体が、みどりの食料システム法に基づく基盤確立事業実施計画の認定を受けている場合	

8 添付書類

別添様式第2-2-1号、別添様式第2-2-2号及び別添様式第1-3号を添付するとともに、関係書類を添付すること。
 なお、リース導入を行う場合には別添様式第2-2-3号及び2-2-4号を添付すること。
 また、農業機械専用運搬車を導入（リース導入含む）場合には、別添様式第3号もあわせて提出すること。
 ただし、添付書類のうち、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能なものについては、以下に当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略することができる。複数ある場合は適宜行を追加して記入すること。

【関係書類】利用者一覧は利用者との契約内容・状況がわかるもの（契約書等）（必須）、事業実施体制の分かる資料（必須）、財務資料（必須）、見積書（必須）、機械の性能がわかる資料（必須）、計画書に記載している数値に関する根拠データ（現況及び目標年の面積、経営体数及びサービスの売上等）、環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート（必須）、審査基準の加算ポイントに係る証拠書類、サービスの提供地域がわかる資料（地図等）（必須）、その他参考資料

書類名	URLの記入欄
-----	---------

--	--

農業支援サービス事業者一覧（スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業のうち農業支援サービスの先進モデル支援のうちモデル的取組等の立上げ）

※「サービスを利用する農業者等名」、「サービスを展開する農協等名」に利用者（予定者含む）を記載する場合、当該利用者との契約内容（状況）がわかるもの（契約書等）を添付すること。
 なお、契約状況がわかる資料については、外部審査において妥当性の判断に用いられるため、「口頭で了解を得ている」、「これからロコミで拡大する予定」ではなく、可能な限り、契約書や同意書等の具体的に契約することがわかる内容の資料とすること。

1 事業実施主体名

--

2 農業支援サービス事業者一覧（提供を予定している全員の情報を記載する）

No	サービスを利用する農業者等名	提供サービス（必ず記載すること）					サービス利用者数	見込み
		内容（防除、施肥、収穫等）	対象作物	(A) サービスを提供している現状 地面積 (ha) (注5)	(B) サービスを提供する面積 (ha)	(B) - (A) 面積 (ha)		
1						0		-
2						0		-
3						0		-
4						0		-
5						0		-
6						0		-
7						0		-
8						0		-
9						0		-
10						0		-
11						0		-
12						0		-
13						0		-
14						0		-
15						0		-
16						0		-
17						0		-
18						0		-
19						0		-
20						0		-

	(A) 合計 面積 (ha)	(B) 合計 面積 (ha)	(B) - (A) 面積 (ha)	時間 (h)	サービス 利用者数
計	0	0	0	0	0
	(A)	(B)	(C)	(D)	(E)

(注1) 本事業による機械導入によって実施される農業支援サービス事業の利用希望のある者を記載すること。
 (注2) 提供サービスの内容は、サービスを提供している対象作物や面積、時間等も含め、可能な範囲で定量的に記載すること。
 (注3) 記載欄が足りない場合は適宜行を追加して記載すること。
 (注4) 見込みの場合は「見込み」で○を選択すること。
 (注5) 「(A) サービスを提供している現状地面積」欄には、既存のサービス利用者がある場合のみ、事業実施前年度におけるサービス提供面積の実績を記入すること。

3 農協等を経由してサービスを提供する場合

No	サービスを展開する農協等名	提供サービス内容					サービス利用者数	見込み
		内容	対象作物	(F) サービスを提供している現状 地面積 (ha)	(G) サービスを提供する面積 (ha)	(G) - (F) 面積 (ha)		
1						0		-
2						0		-
3						0		-
4						0		-
5						0		-
6						0		-
7						0		-

	(F) 合計 面積 (ha)	(G) 合計 面積 (ha)	(G) - (F) 面積 (ha)	時間 (h)	サービス 利用者数
計	0	0	0	0	0
	(F)	(G)	(H)	(I)	(J)

(注1) 本事業を農協等を経由して展開する場合は、農協等名を記載し、展開先の利用者数を記載すること。
 (注2) 提供サービスの内容は、サービスを提供している対象作物や面積、時間等も含め、可能な範囲で定量的に記載すること。
 (注3) 記載欄が足りない場合は適宜行を追加して記載すること。
 (注4) 見込みの場合は「見込み」で○を選択すること。
 (注5) 「(F) サービスを提供している現状地面積」欄には、既存のサービス利用者がある場合のみ、事業実施前年度におけるサービス提供面積の実績を記入すること。

4 サービスを提供している現状値面積合計 (A+F) 計 ha

5 サービスを提供する面積合計 (B+G) 計 ha

6 サービス利用増加面積合計 (C+H)、平均 ((C+H)/(E+J)) 計 ha 平均 ha

7 サービス利用時間合計 (D+I)、平均 ((D+I)/(E+J)) 計 (h) 平均 (h)

8 サービス利用者合計 (E+J) 計 者

事業実施体制に関する書類（様式例）

〇年〇月〇日時点

1. 事業実施主体（サービス事業体）の概要（※）	
名称	
所在地	
代表者	
副代表者、役員等	
事業年度	
従業員数	
事業内容	
2. サービスの概要（※）	
サービス分類	
サービス内容	
サービス対象品目	
サービス対象地域	〇〇県〇〇地域
サービス提供期間	
サービスの最低利用期間	
3. 料金・オプション（※）	
基本料金単価	
追加料金要件	
その他サービス利用者が負担する主な料金	
解約・違約費用等	
4. サービスの提供開始までの手続・期間、実施体制、サービス利用申込期限（サービス利用開始〇日前まで等）	
5. サービス利用にあたって農業者等が実施すべき事項	
6. 責任範囲・保証内容	
7. 保有資格等	
8. 問合せ先（※）	
電話番号	
受付時間	
担当部署	
メール、問合せフォーム等	

（注） ※を付したものは必須事項です。

(リース方式によるスマート農業機械等の導入の取組用)

スマート農業機械等導入事業における機械リース計画書

年 月 日

都道府県知事 殿

【実施主体名】

フリガナ

フリガナ

氏名

代表者氏名

〒

—

住所

電話番号

【リース事業者名】

フリガナ

事業者名

代表者名

〒

—

住所

電話番号

※導入する機械によって
リース事業者が異なる
場合はリース業者毎に
作成してください。

機械リース計画書を作成したので提出します。

- 1 リース計画に基づいて、次の取組を行います。
- 2 リース事業者がリース計画に違反した場合(リース事業者の責めに帰さない場合を除く。)及び事業中止した場合には、リース事業者が都道府県知事に補助金を返納します。
- 3 本取組に係る補助金を、このリース事業者が指定する口座に振り込むことについて合意します。
- 4 リース料補助申請額 _____ 円
- 5 取組の内容
別添個票のとおり。

個票(リース方式によるスマート農業機械等の導入の取組用)

機械リース計画書(No.○)

リース方式によるスマート農業機械等の導入の取組

対象機械	機種名		数量	台
	型式名			
	現有機の有無 (有の場合:能力・取得年月・台数など)			
リース期間	開始日～終了日(※1)	～		(年)
	リース借受日から○年間(※2)			(年間)
リース物件購入価格(税抜き)		(円)		
うちオプション分(税抜き)		(円)		
残存価格(リース期間終了後の残価設定)		(円)		
リース料補助申請額		(円)		
リース諸費用(金利・保険料・消費税)		(円)		
うち税相当分		(円)		
機械利用者負担リース料(税込み)		(円)		
リース物件保管場所				
リース事業者名				

注1:※1及び※2については、いずれかを記入すること。

注2:リース補助申請額は、A、Bのいずれか小さい額を記入すること。

A:[リース物件購入価格(税抜き)]×(リース期間/法定耐用年数)×1/2以内

B:([リース物件購入価格(税抜き)]-[残存価格])×1/2以内

注3:複数の機械をリースする場合には、機械ごとにそれぞれ作成すること。

注4:添付書類は、以下のとおり。

- ① 複数の販売会社の見積書の写し等(全社分)
- ② その他地方農政局長等が必要と認める資料

事業実施主体名

代表者名

環境負荷低減のクロスコンプライアンス チェックシート

スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業実施要領（令和6年 月 日付け）6農産第 号農林水産事務次官（依命通知）別記3の第8に基づき以下のとおり、チェックシートの取組を実施します。

下記の持続可能な農業生産に係る取組の各項目のうち、事業実施期間中に実施する内容について、欄に✓又は■を記入してください。

（※）に該当しない場合は、欄には、/（斜線）を記入してください。

<p>(1) 適正な施肥</p> <p><input type="checkbox"/> ※農産物等の調達を行う場合 環境負荷低減に配慮した農産物等の調達を検討</p>	<p>(5) 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び処分</p> <p><input type="checkbox"/> プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理</p> <p><input type="checkbox"/> 資源の再利用を検討</p>
<p>(2) 適正な防除</p> <p><input type="checkbox"/> ※農産物等の調達を行う場合 環境負荷低減に配慮した農産物等の調達を検討（再掲）</p>	<p>(6) 生物多様性への悪影響の防止</p> <p><input type="checkbox"/> ※生物多様性への影響が想定される工事等を実施する場合 生物多様性に配慮した事業実施に努める</p> <p><input type="checkbox"/> ※特定事業場である場合 排水処理に係る水質汚濁防止法の遵守</p>
<p>(3) エネルギーの節減</p> <p><input type="checkbox"/> オフィスや車両・機械等の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める</p> <p><input type="checkbox"/> 省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしないこと （照明、空調、ウォームビズ・クールビズ、燃費効率のよい機械の利用等）を検討</p> <p><input type="checkbox"/> 環境負荷低減に配慮した商品、原料等の調達を検討</p>	<p>(7) 環境関係法令の遵守等</p> <p><input type="checkbox"/> みどりの食料システム戦略の理解</p> <p><input type="checkbox"/> 関係法令の遵守</p> <p><input type="checkbox"/> 環境配慮の取組方針の策定や研修の実施に努める</p> <p><input type="checkbox"/> ※機械等を扱う事業者である場合 機械等の適切な整備と管理に努める</p> <p><input type="checkbox"/> 正しい知識に基づき作業安全に努める</p>
<p>(4) 悪臭及び害虫の発生防止</p> <p><input type="checkbox"/> ※肥料・飼料等の製造を行う場合 悪臭・害虫の発生防止・低減に努める</p>	

番 号
年 月 日

農産局長 殿

（間接補助事業の場合は、都道府県知事）殿

事業実施主体名

所在地

氏名

農業機械専用運搬車導入理由書

次により、農業機械専用運搬車の導入を行うので、スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業実施要領（令和7年1月15日付け6農産第3572号農林水産省農産局長通知）別記2-4第9の1の規定に基づき、関係書類を添えて申請する。

1. 本事業において行うサービス事業の実施に当たって、農業機械専用運搬車の購入が必要不可欠な理由

2. 補助事業における当該農業機械専用運搬車の具体的な使用内容

3. 導入を予定している農業機械専用運搬車のメーカー名等

メーカー名	農業機械専用運搬車の種類	車名	排気量	新車・中古車の別 (残存年数※)

※残存年数は、法定耐用年数から経過期間を差し引いた残存年数を記載すること。

(注) 1 当該農業機械専用運搬車の見積書あるいはカタログ等を添付すること（採択を受けた後、購入する車種を変更しようとする場合は、必ず事業申請先に相談することとし、事前相談なく見積書等と異なる農業機械専用運搬車を導入した場合には、補助対象外とする。

2 事業実施計画の変更等により事後に補助対象経費に加えることは認めない。

番 号
年 月 日

農産局長 殿

事業実施主体名

所在地

氏名

〇〇年度スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業のうちモデル的取組等の立上げにおける都道府県事業実施計画の提出について

都道府県事業実施計画について、スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業実施要領（令和7年1月15日付け6農産第3572号農林水産省農産局長通知）別記2-4第9の1の規定に基づき、関係書類を添えて申請する。

（注） 必要に応じて、都道府県推進事務費内訳表を添付する。

スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業のうち農業支援サービスの先進モデル支援のうちモデル的取組等の立上げ
都道府県事業実施計画

都道府県名:

1 事業計画

事業の目的・内容	
事業完了予定日	

2 申請者内訳

番号 ※2	事業実施主体名	ポイント(※1)						負担区分		
		2	4	2	4	2	6	国庫補助金 (円)	補助率	自己資金 (円)
1	O×	2	2	2	4	2	2			
1	OO	4	4	4	6	6	6			
	合計									
							20			
							45			
事業費の合計										

※1. ポイント欄は審査基準より監証すること。

※2. 共同申請の場合には、同じ番号で整理すること。

※3. 共同申請の場合には、共同申請者の合計の平均点を記載すること。

(注) 事業実施主体から提出された様式及び添付資料を添付すること。

スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業のうち農業支援サービスの先進モデル支援のうちモデル的取組等の立上げ
都道府県推進事務費内訳表

都道府県名： _____

1 概要

推進事務費の額（円）	
国庫補助金の合計額（円）	
推進事務費申請額（円）	

（注）推進事務費申請額は、国庫補助金の合計額の10%を超えないこと。

2 推進事務費の内訳表

費目	細目	金額（円）	内容	内 訳
	推進事務費の合計			

（注）「費目」及び「細目」欄には、別表3に掲げる費目及び細目を記載すること。

番 号
年 月 日

農産局長 殿

(代表者) 事業実施主体名
所在地
氏名

(共同申請者) 事業実施主体名
所在地
氏名

〇〇年度スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業のうちモデル的取組等の立上げにおける交付決定前着手届について

交付決定前に着手したいので、スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業実施要領（令和7年1月15日付け6農産第3572号農林水産省農産局長通知）別記2-4第9の3の規定に基づき、下記条件を了承の上、申請する。

記

- 1 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担すること。
- 2 交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。

事業実施主体名	事業内容	事業費	着手予定年月日	完了予定年月日	理由

(注) 複数の事業実施主体と一体的に実施する場合は、代表者が取りまとめて共同申請することができる。その場合には、代表者、共同申請者名を記載すること。

番 号
年 月 日

農産局長 殿

（代表者）事業実施主体名
所在地
氏名

（共同申請者）事業実施主体名
所在地
氏名

〇〇年度スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業のうちモデル的取組等の立上げにおける事業実施状況報告（成果報告）について

事業実施状況報告（成果報告）について、スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業実施要領（令和7年1月15日付け6農産第3572号農林水産省農産局長通知）別記2-4第9の4の規定に基づき、別添のとおり報告する。

- （注）
- 1 複数の事業実施主体と一体的に実施する場合は、代表者が取りまとめて共同申請することができる。その場合には、代表者、共同申請者名を記載すること。
 - 2 共同申請する場合には、事業実施主体別に必要書類を添付すること。
 - 3 事業実施報告の場合には、別添様式第6-1号を添付すること。
 - 4 成果報告の場合には、別添様式第6-2号を添付すること。
 - 4 第10の1による改善措置を講じた場合は、改善措置内容についても、あわせて報告すること

事業実施状況報告（モデル的取組等の立上げ）

1 事業実施主体名

--

2 取組状況（実績）

サービス実施主体名	推進事業の取組状況	事業実施主体の提供するサービスを活用する農地面積に係る成果目標（ha）					
		事業実施前年度 （○年度）	事業実施年度 （○年度）	○年度	目標年度（○年度）	事業実施状況報告年 度（○年度）の 達成率（%）	加入率 （目標年実績値－事 業完了前年度実績 値）

（注）報告内容の根拠資料も添付すること。

3 成果目標を達成するに当たって実施した取組内容（導入機械、作業の工夫等についても記入すること）

--

4 課題や改善すべき事項等

--

成果報告（モデル的取組等の立上げ）

1 事業実施主体名

--

2 取組状況（実績）

サービス実施主体名	推進事業の取組状況	事業実施主体の提供するサービスを活用する農地面積に係る成果目標（ha）					
		事業実施前年度 （○年度）	事業実施年度 （○年度）	○年度	目標年度（○年度）	事業実施状況報告年 度（○年度）の 達成率（%）	加入率 （目標年実績値－事 業完了前年度実績 値）

（注）事業実施主体から提出された資料を添付すること。

3 自己評価

--

別記様式第7号（第9の4関係）

番 号
年 月 日

農産局長 殿

事業実施主体名
所在地
氏名

〇〇年度スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業のうち
モデル的取組等の立上げにおける都道府県実施状況報告について

都道府県評価報告書について、スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業実施要領（令和7年1月15日付け6農産第3572号農林水産省農産局長通知）別記2-4第9の4の規定に基づき、別添のとおり報告する。

（注） 別添様式第7号を添付すること。

都道府県事業実施状況報告（モデル的取組等の上げ）

実施状況（実績）

サービス実施主体名	推進事業の取組状況	事業実施主体の提供するサービスを活用する農地面積に係る成果目標（ha）				備考
		事業実施前年度 （○年度）	事業実施年度 （○年度）	○年度 目標年度（○年度）	事業実施状況報告年 度（○年度）の 達成率（%）	

（注）事業実施主体から提出された資料を添付すること。

（注）備考には、事業実施主体から報告された、成果目標を達成するに当たって実施した取組内容（導入機械、作業の工夫等）、課題や改善すべき事項等、必要な事項を記載すること

別記様式第8（第9の4関係）

番 号
年 月 日

農産局長 殿

事業実施主体名
所在地
氏名

〇〇年度スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業のうち
モデル的取組等の立上げにおける都道府県評価報告書について

都道府県評価報告書について、スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業実施要領（令和7年1月15日付け6農産第3572号農林水産省農産局長通知）別記2-4第9の4の規定に基づき、別添のとおり報告する。

（注） 別添様式第8号を添付すること。

都道府県評価報告（モデル的取組等の立上げ）

都道府県名： _____

1 取組状況の推移

サービス実施主体名	推進事業の取組状況	事業実施主体の提供するサービスを活用する農地面積に係る成果目標（ha）					自己評価	備考
		事業実施前年度 （〇年度）	事業実施年度 （〇年度）	〇年度	目標年度（〇年度）	事業実施報告年 度（〇年度）の 達成率（%）		

（注）事業実施主体から提出された資料を添付すること。

農産局長 殿
（間接補助事業の場合は、都道府県知事） 殿

（代表者）事業実施主体名
所在地
氏名

（共同申請者）事業実施主体名
所在地
氏名

改善計画（モデル的取組等の立上げ）

当初の事業実施計画における目標の達成に向け、下記の改善計画を実施しますので、報告します。

記

（例）※

- 1 事業の導入及び取組の経過
- 2 当初事業実施計画の目標が未達成である原因及びそれを解決する上での課題
- 3 事業の実績及び改善計画
（改善計画は1か年の計画とし、本事業の事業実施状況報告書の写しを添付すること。）
- 4 改善方策
（事業内容の見直しも含めた、課題解決に必要な方策を具体的に記述すること。）
- 5 改善計画を実施するための推進体制

※報告内容は、別に定める成果目標等に応じて変更するものとする。